

第 2 回会議における有識者からの意見に対する事務局の対応

< 犯罪被害全般に関する施策について >

委員からの意見	事務局対応
現在実施している「性犯罪等被害者のための弁護士相談の支援」に加え、性犯罪等以外の犯罪被害者等に対しても法律相談の費用助成制度を実施してほしい。	P24、28、31に「弁護士による法律相談の実施」の施策を掲げ、弁護士の無料法律相談の実施の検討について記載しました。
犯罪被害者等に対する見舞金の支給を実施してほしい。	P28に「新たな経済的支援の実施」の施策を掲げ、見舞金制度の創設の検討について記載しました。
犯罪被害者支援コーディネーターの業務について、業務内容や必要人数について見直した上で、迅速化・ワンストップ化を考えてほしい。	P15、16、20、21に「犯罪被害者支援コーディネーターの充実」の施策を掲げ、コーディネーターの役割の強化や増員の検討を記載しました。
性犯罪以外の犯罪被害についてもワンストップによる支援を充実してほしい。	
事業者に対する広報啓発を充実してほしい。	P30に「事業者への広報・啓発」の施策を掲げ、様々な機会を通じて事業者に普及啓発を実施することを記載しました。
市町村における犯罪被害者支援の充実について、県から働きかけてほしい。	P20「市町村に対する支援」に市町村に対する各種施策を掲げ、犯罪被害者支援コーディネーターの充実等により、市町村との連携を強化することや研修会の実施による職員の資質向上を図ることなどを記載しました。
市町村の被害者支援等の施策が少しでも進展するように、県からの支援について配慮してほしい。	
市町村に対して情報提供だけではなく、市町村を巻き込む取組ができるとよい。	
犯罪被害者等がどのように二次的被害に遭うのかを職員が理解するよう、職員に対する研修を引き続き実施してほしい。	P22に「県職員・市町村職員向け研修会の実施」と「警察職員に対する研修等の実施」の施策を掲げ、二次的被害の防止について研修を実施することを記載しました。

< 性犯罪被害に関する施策について >

委員からの意見	事務局対応
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける弁護士相談の枠を1回に限らず、複数回にしてほしい。	いただいた御意見につきましては、具体的な施策を進めていく中で参考とさせていただきます。
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける心理相談について、現在千葉県では3回まで無料で実施しているが、枠を増やしてはどうか。	いただいた御意見につきましては、具体的な施策を進めていく中で参考とさせていただきます。また、PTSDに対する治療（保険診療）について、P32にある「障害者総合支援法に基づく自立支援医療費による医療費の助成」が利用できることを周知します。
カウンセリングを更に進めた心理療法（PTSDに対する治療等）に対する補助金の助成と治療する医療機関との連携を盛り込むとよいのではないかと。	

< 民間支援団体について >

委員からの意見	事務局対応
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援事業において、補助金を充実させ、常勤の事務職員を1人雇用することにより、事業を安定化していくことができると考えられる。	いただいた御意見につきましては、今後の施策を進めていく中で参考とさせていただきます。
CVSに対する業務委託を充実させていくことにより、被害者支援団体が安定的に犯罪被害者等支援を実施できると考えられる。	